

2020年7月2日 全10頁

金融サービス仲介、資金移動の改正法、成立

金融商品販売法、資金決済法の改正の概要

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2020年6月5日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が可決、成立し、12日に公布された。
- これは、2019年12月20日にとりまとめられた「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」を受けて、金融商品の販売等に関する法律、資金決済に関する法律などを改正するものである。
- 主な改正項目としては、①多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」の創設、②高額送金を取扱い可能な類型（第一種資金移動業）や少額送金のみを取り扱う類型（第三種資金移動業）を設けるなどの資金移動業の規制の見直し、③収納代行や前払式支払手段についての利用者保護のための措置の整備などが挙げられる。
- 上記①は、公布日（2020年6月12日）から起算して1年6月以内の政令指定日、②③は、公布日から起算して1年以内の政令指定日から施行される。

はじめに～金融商品販売法等改正法、成立

2020年6月5日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」¹（改正法）が参議院本会議で可決・成立し、12日に公布された。

この法律は、2019年12月20日にとりまとめられた「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」²（WG報告）を受けて、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、資金決済に関する法律（資金決済法）などを改正するものである。主な改正項目は次の通りである。

¹ 金融庁のウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)。

² 金融庁のウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220.html)

- (1) 金融サービス仲介業の創設
- (2) 決済法制の見直し（資金移動業、収納代行、前払式支払手段）
- (3) その他（店頭デリバティブの取引情報の報告先の一本化など）

国会審議の過程で、衆議院財務金融委員会において 17 項目、参議院財政金融委員会において 19 項目に上る附帯決議が行われている³。改正法に対する関心の高さを示すとともに、今後の政令や内閣府令の制定や、次のステップに向けた制度見直しの議論などにも影響を及ぼすことが予想される。本稿では、(1)、(2)の概略とそれに対する国会の附帯決議のポイントを解説する。

1. 金融サービス仲介業の創設

(1) 「金融商品の販売等に関する法律」から「金融サービスの提供に関する法律」に

改正法は、「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）を改正し、「金融サービスの提供に関する法律」（金融サービス提供法）に改称した上で、新たな業種として「金融サービス仲介業」を創設することとしている。金融商品販売法は、これまで（業者の）説明義務違反に対する損害賠償責任を中心とした、販売・勧誘に関する「民事ルール」としての性質が強かった。これが、「金融サービスの提供に関する法律」への改称に伴い、「金融サービス仲介業」を規律する「業法」としての性質を強めることとなるように筆者には思われる。

(2) 金融サービス仲介業の定義、業務範囲等

【ポイント】

- ◇「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことと定める
- ◇ただし、「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるもの」は、金融サービス仲介業者は取り扱うことができない
- ◇情報通信技術を利用して金融サービス仲介業務（電子金融サービス仲介業務）を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件（注1）の下、電子決済等代行業を行うことができる
- ◇所属制（注2）は採用しない

（注1）例えば、財産的基礎、過去の処分履歴、（外国法人の場合）日本における代表者などに関する要件
 （注2）（仲介サービス業者が）特定の金融機関に所属して、その指導等を受け入れなければならない制度のこと。この場合、所属先の金融機関に対しては、その所属する仲介サービス業者に対する指導等義務や、仲介サービス業者が顧客に加えた損害の賠償責任などが課されることとなる

³ 衆議院財務金融委員会「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（第 201 回国会衆議院財務金融委員会議録第 17 号、令和 2 年 5 月 27 日開催）。本稿では、衆議院財務金融委員会附帯決議と呼ぶ。

参議院財政金融委員会「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（第 201 回国会参議院財政金融委員会議録第 15 号、令和 2 年 6 月 4 日開催）。本稿では、参議院財政金融委員会附帯決議と呼ぶ。参議院ウェブサイトにも掲載されている（https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f067_060401.pdf）。

【衆議院財務金融委員会附帯決議】（下線は筆者。以下同じ）

三 利用者の利便の向上及び保護のため、オンラインによる金融サービスの仲介と既存の仲介業者を含む実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いを活かしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。

六 金融機関と金融サービス仲介業者との間の顧客説明における役割分担においては、オンラインによる仲介においても、顧客が十分に金融商品・サービスを理解することが可能となるよう、利用者保護の観点から適切に指導・監督すること。

七 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービス及びその金額の上限については、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮し定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進捗など環境の変化に応じて段階的に拡大していく観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

二 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービスについては、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮して定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進展など環境の変化に応じて検討を加え、必要な措置を講ずること。

十一 オンラインによる金融サービスの提供と実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いをいかしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。

「金融サービス仲介業」とは、1つの登録（資格）により「複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者」⁴のことである。具体的には、「例えば、スマートフォンのアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行う」⁵ビジネスが想定されている。

金融サービス仲介業において、具体的にどのようなサービス・商品が、取扱可能/不可となるか、法案提出段階では、金融庁は次のようなイメージを抱いていた模様である。

図表 1 金融サービス仲介業が提供可能と見込まれる商品・サービス

	銀行	証券	保険
取扱可能	普通預金、住宅ローン	国債、上場株、投資信託	傷害、旅行、ゴルフ
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ	変額、外貨建

（出所）金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（2020年3月）p.4

⁴ WG 報告 p. 20。

⁵ WG 報告 p. 20。

金融サービス仲介業には所属制が採用されないため、取扱可能な商品・サービスの限定などにより利用者保護を図るべきことがWG報告でも提言されていた⁶。国会審議でも、この問題に対する関心は高かった模様であり、附帯決議でも、「当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定」することを求め、その後、「国民の金融リテラシー及び技術進展など環境の変化に応じて」見直すように求めている。

取扱可能商品・サービスの問題に加えて、附帯決議が「既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること」を求めていることも注目されよう。

(3) 金融サービス仲介業の参入規制

【ポイント】

- ◇金融サービス仲介業を営むためには内閣総理大臣の登録を受けなければならない（登録制）
- ◇金融サービス仲介業者に、保証金の供託等を義務付ける（損害賠償資力確保の観点）

【衆議院財務金融委員会附帯決議】

十 金融サービス仲介業者の顧客に対する賠償資力となる保証金供託額の水準を定めるに当たっては、イノベーションの促進による利用者利便の向上を考慮しつつも、顧客保護の観点に十分に配慮するように努めること。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

三 金融サービス仲介業者の賠償資力となる保証金の額を定めるに当たっては、イノベーションの促進による利用者の利便の向上を考慮しつつも、顧客等の保護の観点に十分に配慮すること。

金融サービス仲介業には所属制がとられないことから、利用者被害等が生じた場合を想定した損害賠償資力確保の観点から、保証金の供託等の義務が課されることとなる。

これを踏まえて、国会の附帯決議では、顧客保護とイノベーションの促進（これはフィンテック・ベンチャーなどの参入を容易にすることが想定されているものと考えられる）の両立を図るような、適切な水準の設定等を求めている。

(4) 金融サービス仲介業の規制

【ポイント】

- ◇金融サービス仲介業者が取り扱うサービスの分野に応じた各種の規制を整備する
 - （共通の規制） 誠実義務、金融サービス仲介業務に関して（金融機関などから）受け取る手数料・報酬等情報の提供、重要事項の説明義務、利用者情報の適正

⁶ WG報告 p. 21 など。

	な取扱い、利用者財産の受入れ禁止、帳簿書類の作成など
(銀行分野の規制)	情実融資の媒介の禁止など
(証券分野の規制)	インサイダー情報を利用した勧誘の禁止、損失補填の禁止、顧客注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止など
(保険分野の規制)	自己契約の禁止、告知の妨害の禁止、不適切な乗換募集の禁止など

【衆議院財務金融委員会附帯決議】

四 金融サービス仲介業者における手数料水準については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報の開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること。

五 金融サービス仲介業が取り扱う業務に対しては、銀行・証券・保険・貸金など諸々の金融商品の仲介に定められる顧客保護等に関する業法規制を準用し、既存の金融業及び金融仲介業との間における同等の扱いを確立すること。また、金融サービス仲介業の事業内容の実態に応じたものとなるよう、情報通信技術の発展に伴い、規制の在り方について適時適切に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

八 金融サービス仲介業者のオンラインによる仲介においても、顧客の意向が十分に満たされるよう、適合性原則の遵守及び顧客本位の業務運営が徹底され、顧客が想定外の損失を被ることがないように適切な指導・監督を行うこと。

十一 顧客情報の取扱いに係る規制については、金融サービス仲介業が仲介業務を通じて取得する顧客情報の幅広さを念頭に、仲介業者の情報管理体制に対する適切な指導・監督を行うこと。また、顧客情報の第三者への提供に当たって必要とされる本人の同意については、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるよう指導・監督を行うこと。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

四 金融サービス仲介業者における手数料等については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること。

五 金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客に対する説明については、対面及びオンラインのいずれによる仲介においても、顧客が十分に金融商品・サービスを理解することが可能となるよう、利用者保護の観点から適切に指導・監督すること。

六 金融サービス仲介業務においては、対面及びオンラインのいずれによる場合にも、適合性原則の遵守及び顧客本位の業務運営の徹底により、顧客の意向が十分に満たされ、顧客が想定外の損失を被ることがないように適切な指導・監督を行うこと。

七 顧客情報の取扱いについては、金融サービス仲介業務を通じて取得する顧客情報が広範にわたることも踏まえ、仲介業者の情報管理体制に対する適切な指導・監督を行うこと。また、顧客情報の第三者への提供の際に必要とされる本人の同意については、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるよう指導・監督を行うこと。

八 金融サービス仲介業が取り扱う業務に対しては、顧客保護等に関する現行の業法規制を準用し、既存の金融業及び金融仲介業との間における同等の扱いを確立すること。

金融サービス仲介業の規制につき、WG 報告は「仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求め、金融サービスごとの特性に応じた規制については新たな仲介業者が取り扱う金融サービスに応じて課すことで、仲介業者の事業内容に応じたアクティビティーベースの規制体系」⁷とするよう求めていた。改正法でも、共通の規制を定めた上で、その取り扱う商品・サービスに応じて、銀行法、金融商品取引法、保険業法を準用する構成となっている。

国会の附帯決議は、適合性原則、説明義務、顧客情報管理などを掲げ、オンラインと対面、新しい金融サービス仲介業と既存業態との間で、顧客保護の水準に差が生じないように求めている。特に、顧客情報の取扱いに関して、第三者への提供の際に必要な本人の同意について、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるように求めていることは重要である。そのほか、手数料・報酬等情報の提供に関連して、手数料・報酬に限らず、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報開示を求めている点も注目される。

(5) 監督、自主規制など

【ポイント】

◇当局による監督、自主規制機関（認定金融サービス仲介業協会）、裁判外紛争解決制度、有価証券等仲介業務を行う場合の外務員制度などに関する規定を整備する

【衆議院財務金融委員会附帯決議】

二 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な規制体系を構築する観点から、行政当局による必要に応じた監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。また、法令適用事前確認手続においては、利用者の利便の向上に資するよう、その適切な運用に努めること。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

九 金融サービス仲介業に対する適切な規制体系を構築する観点から、法令に基づく規制と柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制との連携を十分に図るよう努めること。その際、今後設立される自主規制機関への加入に向けた取組についても十分配慮すること。

十 金融サービス仲介業の利用により発生した紛争の迅速・簡便・柔軟な解決に向け、現行制度と比べて利用者保護に不足が生じることがないよう、自主規制機関や指定紛争解決機関による解決制度の今後の周知徹底及び事例の公表に努めること。

⁷ WG 報告 p. 25。

新しい金融サービス仲介業における自主規制機関や裁判外紛争解決制度（ADR）の重要性、とりわけ既存の業態の自主規制等との連携は、WG 報告においても指摘されていた⁸。

国会の附帯決議においても、そのことが確認されている。特に、参議院財政金融委員会で「現行制度と比べて利用者保護に不足が生じることがないように」求めていることは注目される。

2. 決済法制の見直し

(1) 資金移動業

【ポイント】

◇資金決済に関する法律（資金決済法）を改正し、資金移動業に次の新たな類型を設ける

- ・高額送金を取扱い可能な「第一種資金移動業」
- ・少額送金のみを取り扱う「第三種資金移動業」

◇従来の資金移動業に相当する類型は「第二種資金移動業」と位置付けられる

【衆議院財務金融委員会附帯決議】

十五 送金サービスの利用者資金の保全方法については、事業の運用状況を踏まえて利用者保護の観点や金融システムの安定性の確保の観点からさらなる検討を進めるとともに、可能な限り送金コストの低下を図るため、取扱送金額及びビジネスモデルに応じた最適な方法を業界団体と連携しながら引き続き検討すること。

十六 第一種資金移動業において、送金上限額が設けられていないことに鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制の遵守態勢については、海外送金コストの低下という利用者の利便の向上に配慮しつつ、実効的な指導・監督体制の整備を行うこと。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

十四 第一種資金移動業については、送金上限額が設けられていないことに鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制の遵守態勢の確立に向けた実効的な指導・監督体制の整備を行うこと。

また、第三種資金移動業については、利用者のニーズと利用者保護を考慮した送金上限額を設定するとともに、利用者資金を自己の財産と分別した預貯金等で管理する資金移動業者に対しては、業者の破綻時の利用者保護を踏まえた必要な対策・措置を講ずること。

十五 送金サービスの利用者資金の保全に係るタイムラグが指摘されていることに鑑み、その保全方法については、事業の運用状況を踏まえて利用者保護及び金融システムの安定性確保の観点から更なる検討を進めるとともに、可能な限り送金コストの低減を図るため、取扱送金額及びビジネスモデルに応じた最適な方法を引き続き検討すること。その際、手続の電子化・効率化など、事業者の負担軽減にも十分配慮すること。

⁸ WG 報告 p. 29。

改正法により資金移動業は、図表2のような3つの類型に再編されることとなる。

図表2 改正法の下での3つの資金移動業の類型の概略

	第一種（高額類型）	第二種（現行類型）	第三種（少額類型）
参入規制	認可制	登録制	
送金上限額	上限なし	少額として政令で定める額（100万円（現状維持）の予定）	特に少額として政令で定める額（数万円程度を想定）
利用者資金の受入れ	具体的な送金指図がある場合のみ受入れ可（ただしに送金）	送金上限額を超える場合、送金と無関係な資金は払い出す	政令で定める額を超える額の受入れ不可
利用者資金の保全方法（履行保証金の供託等）	①供託、②保証、③信託 （※①②③の組合せも可）		左記①～③に加え、④ 分別預金も可 （④は要外部監査）
保全額の算定方法	営業日ごとに算定	週1回以上算定	

（出所）改正法、金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（2020年3月）などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

この改正は、資金移動業の（1回の）送金上限額100万円規制の実質的な緩和として、注目されている点である。同時に、マネー・ローンダリング対策や利用者保護（利用者資金の保全）を確保することが、WG報告においても求められていた⁹。

国会の附帯決議では、これらに加えて、利用者資金の保全に関連して「金融システムの安定性」確保についても言及されている。資金移動業を通じた資金決済が多様化し、拡大することが、金融システムにどのような影響を及ぼすかは、今後、重要な論点となるだろう。

(2) 収納代行

【ポイント】

◇一定の収納代行（注）につき、為替取引に該当することが明記された

（注）厳密には、金銭債権を有する者（受取人）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（2以上の段階にわたる委託を含む）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすもの、と定義されている。

【衆議院財務金融委員会附帯決議】

十二 収納代行については、継続して実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備や規制の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、改正資金決済法第二条の二の要件に該当しない場合であっても、為替取引に該当するときは、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

十二 収納代行については、今後も継続してその実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備の

⁹ WG 報告 pp. 6-12 など参照。

在り方について、引き続き検討を行うこと。また、為替取引として規制される対象範囲の明確化を図り、事業者の予見可能性を高めるよう配慮するとともに、為替取引に該当するときには、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。

改正法は、いわゆる「割り勘アプリ」を念頭に、一定の収納代行が資金移動業に該当し、資金移動業登録などが必要であることを明らかにした。他方、例えば、宅配業者の代金引換やコンビニの収納代行、いわゆるエスクローサービスなどは、規制の適用対象外（つまり現状維持）とする方針が示されている¹⁰。

国会の附帯決議は、収納代行の実態把握を継続し、利用者保護の観点から制度整備等の在り方について引き続き検討を求めている。収納代行に対する規制は、改正法が最終的な結論となるわけではなく、今後も、なお議論が続くものと思われる。

(3) 前払式支払手段（プリペイドカード等）に関する規定の整備

【ポイント】

- ◇前払式支払手段発行者に対して、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける
- ◇前払式支払手段発行者に対して、前払式支払手段発行業務の一部を第三者に委託した場合、内閣府令で定めるところにより、業務委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける
- ◇内閣総理大臣が、前払式支払手段発行者の前払式支払手段発行業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務改善命令を行うことを可能とする（注）

（注）改正前においては、利用者の利益を害する事実があると認めるときに、利用者の利益の保護のために必要な限度において、業務改善命令を行うことができたとされていた。

【衆議院財務金融委員会附帯決議】

十三 前払式支払手段発行者に対する利用者の保護等に関する措置を定めるに当たっては、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるようにするとともに、自主規制ルールの策定状況を十分に踏まえつつ、適切な指導・監督を行うこと。

【参議院財政金融委員会附帯決議】

十三 前払式支払手段発行者に対する利用者の保護等に関する措置を定めるに当たっては、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるようにするとともに、自主規制ルールの策定状況を十分に踏まえつつ、適切な指導・監督を行うこと。

¹⁰ 金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（2020年3月）p. 10。

前払式支払手段（プリペイドカード等）の利用者保護については、改正法はその具体的な内容を内閣府令に委ねているが、今後、WG 報告の下記の提言を踏まえた制度整備が進められるものと考えられる。

（発行者が提供する仕組みの中で、利用者が他の者にチャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことが可能なタイプの前払式支払手段について）「発行者に対し、譲渡可能なチャージ残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求める」（WG 報告 p. 13）

（利用者が正確な理解の下で前払式支払手段を利用できるように）「利用者に対して、法令上は利用者資金の半額以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではない旨や、各発行者の保全方法についての情報提供を行うことを前払式支払手段発行者に義務付ける」（同 p. 14）

（外部委託先の管理体制の整備や業務改善命令の発出要件について）「前払式支払手段発行者に係る規定を資金移動業者に係る規定と整合的なものとする形で解消する」（同 p. 14）

国会の附帯決議は、具体的な制度整備に当たって、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるよう求めている。

3. 今後の課題

改正法の内容そのものではないが、国会の附帯決議は、次の対応も併せて、政府に対して求めている（衆議院財務金融委員会附帯決議一、十四、十七、参議院財政金融委員会附帯決議一、十六～十九）。

- ①いわゆるポストペイサービスにおける過剰与信の防止など
- ②金融サービス仲介業、決済サービスに対する実効性のある検査・監督体制の整備
- ③金融サービスの高度化・多様化を踏まえた、金融機関等におけるセキュリティ向上を図るためのシステム等の開発・導入の促進
- ④改正法の施行状況の把握、国会説明、継続的な検討など

4. 施行日

本稿で解説した改正項目について施行日を整理すると次の通りである。

図表 3 主要項目の施行日

項目	施行日
1. 金融サービス仲介業の創設	公布日から起算して1年6月以内
2. 決済法制の見直し	公布日から起算して1年以内

（出所）改正法附則を基に大和総研金融調査部制度調査課作成